

# (仮称) 草津市子ども計画の策定について

## 1. 策定の主旨・背景

令和5年4月に施行された子ども基本法に基づき、令和5年12月22日に閣議決定された子ども大綱を踏まえて、計画期間が令和6年度で終了する「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」および「草津市子ども・若者計画」の次期計画を包含する「市町村子ども計画」として、『(仮称) 草津市子ども計画』を策定します。

参考)「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため策定したもので、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく子どもの貧困対策についての計画を内包している。また、「草津市子ども・若者計画」は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画として策定したものの。

## 2. 計画期間

令和7年4月～令和12年3月（5年間）

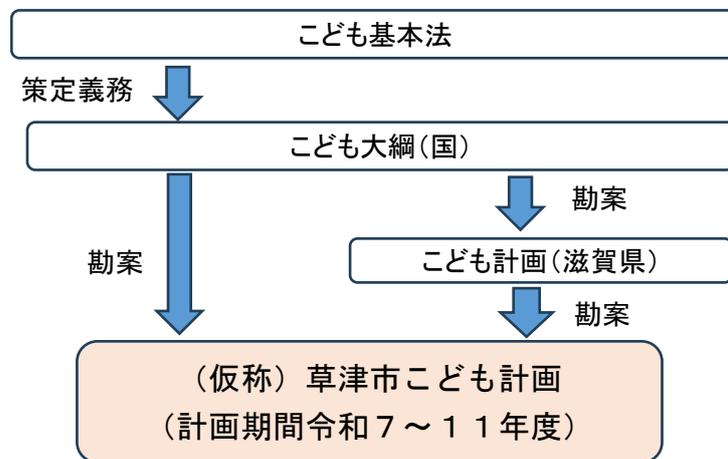
## 3. 策定にあたっての視点

令和5年4月に施行された子ども基本法に基づき策定された「子ども大綱」を勘案し、「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」と「草津市子ども・若者計画」の2つの計画を一体として「(仮称) 草津市子ども計画」を策定します。

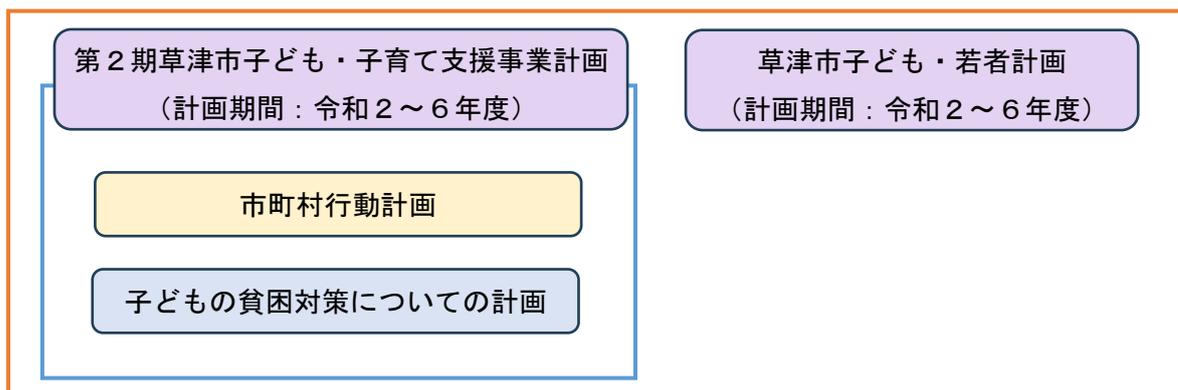
策定にあたっては、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向けて、子ども・若者、子育て当事者等の意見を聴取しながら取り組みます。

### (1) 各計画と根拠法令等

(イメージ図)



以下の次期計画を一体的に作成



## (2) こども基本法およびこども大綱について

### 【こども基本法】

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

### 【こども大綱】

こども大綱は、こども基本法第9条で政府がこども施策を総合的に推進するために定めなければならないとされており、令和5年12月22日に閣議決定されました。

こども大綱では、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより「こどもまんなか社会」を実現していくとされています。

また、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱（少子化社会対策基本法第7条）、子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者育成支援推進法第8条）および子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条）を一つに束ね、こども政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定められました。

#### (こども大綱概要)

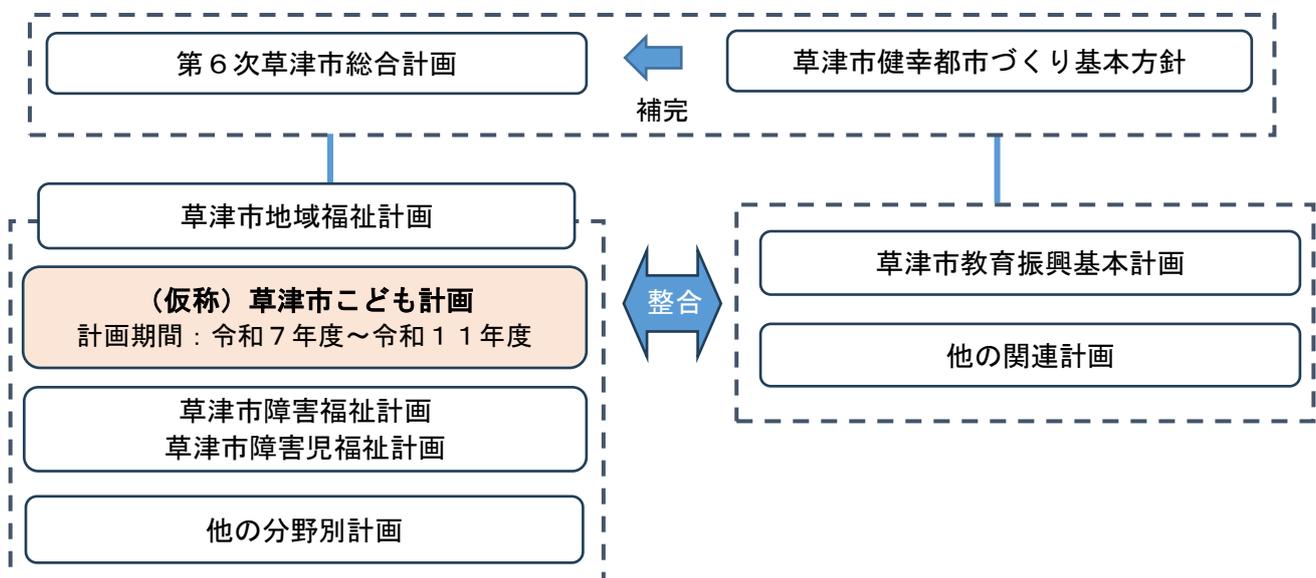
- ・こども施策に関する基本的な方針
- ・こども施策に関する重要事項
- ・その他こども施策を推進するために必要な事項

なお、「(仮称)草津市こども計画」については、この「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」として策定する必要があります。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画についても一体のものとして作成するとともに、令和5年12月22日閣議決定された「こども未来戦略」、「こどもの居場所づくりに関する指針」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」に示す内容も踏まえて策定を進めます。

## (3) 上位計画・他部局の関連計画との整合

計画策定にあたっては、「第6次草津市総合計画」を最上位計画、「草津市地域福祉計画」を上位計画とし、「草津市教育振興基本計画」、その他の福祉計画等の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。



## 4. 計画の主な構成・内容

※ 今後示される国の計画策定ガイドラインの内容や、策定検討の過程で変更する場合があります。

- ▶ 計画策定の趣旨
  - ・ 計画策定の背景
  - ・ 計画の位置づけ、計画期間
  - ・ 計画策定の経過
- ▶ 現状・課題
  - ・ こどもの状況（統計データ）
  - ・ ニーズ調査、アンケート結果の考察
  - ・ こども・若者、子育て当事者等への意見聴取、反映
- ▶ 計画の基本理念、計画推進にあたっての視点、基本目標、施策体系
- ▶ アクションプラン（子ども・子育て支援法 法定必須記載事項、その他事項）
- ▶ 計画推進体制・進捗管理

## 5. 策定に向けた体制

### 草津市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)および児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子どもに関する法律による施策の推進に関し必要な措置についての調査審議に関する事務を行います。

委員構成（令和 6 年度）	
委員資格者	人数
(1)学識経験を有する者	2 名
(2)公募市民	4 名
(3)児童福祉関係団体から選出された者	7 名
(4)保健・医療関係団体から選出された者	1 名
(5)学校教育の関係者	1 名
(6)経済・労働関係団体から選出された者	2 名
(7)社会教育の関係者	2 名
(8)その他市長が必要と認める者	1 名
計	20 名

## 6. 市民参加の手法

計画策定にあたっては、量の見込みに係るニーズ調査や子ども・若者の意見を聞くアンケートの結果、また、子ども・若者の声を直接聞く機会を設け、それらを踏まえながら公募委員を含めた草津市子ども・子育て会議で計画案を検討のうえ、パブリックコメントを実施します。

(参考)

令和 5 年度実施

『量の見込みに係るニーズ調査』

- ・ 未就学児の保護者 2,000 世帯
- ・ 小学生の保護者 1,000 世帯

『子ども・若者の意見を聞く機会アンケート』

- ・ 市内中学生 1 年生 約 1,260 人
- ・ 市内の高校に通う 1 年生 約 1,700 人
- ・ 市内の 18～39 歳 1,400 人

『団体アンケート』

- ・ こども・子育て支援に関係する団体へアンケート  
(子育てサークル、民生・児童委員、放課後デイサービス、子ども食堂 など)

令和 6 年度実施予定

- ・ 子ども・若者の声を直接聞く機会の設定（中学生、高校生、大学生を想定）
- ・ 居場所に関するアンケート（小学校の中・高学年児童とその保護者を想定）

## 7. スケジュール

別紙のとおり